

## 国土交通省から受けた行政処分について

2025年8月12日  
株式会社駅レンタカー四国

弊社は、お客様に貸し出した車両の車検が切れていたことを端緒する国の監査において法令違反が認められ、本日、国土交通省四国運輸局香川運輸支局から行政処分を受けました。

お客様をはじめとする関係の皆様に対して、多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。今回の処分を厳粛に受けとめ、信頼回復に向けて管理体制と法令遵守体制の強化を図り、再発防止に取り組んでまいります。

### 記

#### 1 事象概要

##### (1) 日時

2025年6月25日 10時30分頃

##### (2) 内容

弊社高松営業所のレンタカー用車両をご利用中のお客様から、利用中の車両が車検切れではないかのご連絡がございました。

直ちに弊社で確認したところ、2025年3月8日に車検の有効期限が満了していたことが判明し、香川運輸支局に報告を行いました。

#### 2 行政処分等について

##### (1) 処分等を受けた日

2025年8月12日

##### (2) 処分等の内容

- ・自家用自動車の使用禁止 10日間
- ・貸渡時書類の記載不備等に係る文書警告

#### 3 再発防止への取り組み

従業員に対して、貸渡前の点検における車検及び法定点検等の期限の確認及び貸渡時の書類手続きを徹底するとともに、車検及び法定点検等の実施確認に関するチェック体制を整備いたしました。

#### 【お問合せ先】

株式会社駅レンタカー四国 営業部  
(電話) 087-825-9336